

郵送による転出届について

①請求方法 下記のことを同封し、送付してください。

1. 転出届（次頁参照）
2. 本人確認資料（マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、運転免許証、特別永住者証明書、在留カード、健康保険証等）のコピー（いずれも有効期間内のもの。）
※マイナンバーの通知カード、住民票は本人確認資料としてお使いいただけませんのでご注意ください。
3. 返信用封筒（郵便番号・住所・氏名を記入し、切手82円を貼ったもの。）
4. 手数料 無料

- ②注意事項
1. 転出証明書のご返送先は旧住所もしくは新住所のどちらかとなります。
 2. 本人もしくは西宮市で同一世帯以外の方が届出される場合には、ご本人様からの委任状が必要になります。
 3. 転出される方がマイナンバーカード（個人番号カード）又は住民基本台帳カードをお持ちの場合には、転出証明書の返送は行いませんので返信用封筒の送付は不要です。
ただし、転入届出時には必ず、マイナンバーカード（個人番号カード）又は住民基本台帳カードをご持参いただき、カードの暗証番号入力が必要になります。なお、「転出予定日（引越し予定日）から30日を経過した日」または「転入をした日（引越しをした日）から14日を経過した日」のいずれか早い日の前日までしか転入届ができません。
ご注意ください。なお、転出届手続き終了後、原則として個別に連絡は行いませんのでご注意ください。
 4. 内容に不備がある場合は、やむをえず返送させていただくことがあります。ご了承ください。
 5. 転出日から14日経過した場合は、転出届の下段「届出が遅れた理由」欄の該当する項目に○をしてください。
 6. 届出期間内に届け出されなかった場合は、後日、市から「住民基本台帳届出期間経過通知書」の提出を求める場合があります。
対象となる場合は「住民基本台帳届出期間経過通知書」が届いた後、転出証明書をお送りすることとなります。提出いただいた「住民基本台帳届出期間経過通知書」は、管轄の簡易裁判所に市から送ります。
5万円以下の過料（住民基本台帳法第53条）の対象になる場合がありますので、ご注意ください。
 7. 児童手当を受給されている方は、転出日によっては児童手当が支給されない月が発生する場合があります。ご注意ください。なお、詳細につきましては子育て手当課にご確認ください。

③あて先 本庁送付先

〒662-8567

西宮市六湛寺町10番3号西宮市役所 市民第2課 窓口チーム

郵送担当 あて

